

# 岩見沢市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和4年4月27日 水曜日 午後2時48分から  
午後4時07分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)

委員	干場克二	(議席32番)
委員	吉成朗	(議席33番)
委員	森一男	(議席34番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 欠席委員      委員      引頭一宏      (議席4番)

5. 事務局出席	事務局長	土井盛慈
	事務局主幹	内山充人
	農地係長	森田佳章
	振興係主任	船戸崇之
	農業振興センター担当主査	山田勝彦

佐々木代理  
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第4回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号16番戸田委員、17番長森委員  
にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議  
案7件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

4月7日、空知農業委員会連合会役員会・通常総会がありました。本年度の事業計画  
と予算等について協議したところでありますが、令和5年における農地制度の大幅な  
改正が予定されているというお話がありました。また、今年の新型コロナの関係で全  
国大会が中止あるいは縮小の傾向にあります。また、交付金の見直しの関係もありま  
すので、空知として独自に6月に入ってから要請活動ができないか検討して行くところ  
であります。

4月11日、国営緊急農地再編整備事業岩見沢大願地区安全祈願祭につきましては、  
佐々木代理に出席をお願いしました。同日、JAいわみざわ地域農業再生協議会臨時総  
会も行われたところであります。

以上報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積  
計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹  
議長  
内山主幹

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の  
告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成するこ  
とでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公  
社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借74番外17件の賃借権の設定で  
す。

次に、6ページ別紙3の上の表に記載の所有権関係は、所有権171番外3件の、農  
地保有合理化事業による所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表から9ページ別紙6の上の表に記載の賃貸借関係は一般分で、  
賃貸借79番外23件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表から11ページ別紙8の上の表に記載の所有権関係は一般分  
で、所有権173番外15件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表から12ページ別紙9に記載の使用貸借関係は一般分で、使  
用貸借7番外6件の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第65号で令和4年3月31日に告示したことをご報告い  
たします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査  
議長  
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

総会議案13ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今  
回の願い出件数は岩見沢地区1件、栗沢地区1件の合計2件です。

まず岩見沢地区です。総会議案14ページ、整理番号1番です。上幌向町801番4の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、昭和53年9月10日、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建ての居宅が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

次に、栗沢地区です。総会議案同ページ、整理番号2番です。栗沢町上幌1252番2の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、昭和53年月日不詳、鉄骨造メッキ鋼板葺2階建ての靱乾燥調製施設ほか3棟が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任  
議長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案16ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議案17ページ、整理番号1番から2番については、貸主が他の農業者に農地を譲り渡すことから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。議案同ページ、整理番号3番については、貸主が他の農業者に農地を貸し付けることから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。ここで、                    の議事参与を制限します。それでは、総会議案19ページ、整理番号10番について説明を求めます。

船戸主任  
議長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案18ページから25ページ、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

総会議案19ページ、別紙1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号10番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで                    の議事参与の制限を解除いたします。次に                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案20ページ、整理番号15番について、説明を求めます。

船戸主任

議長、振興係主任。

議 長 船戸主任。  
船戸主任 総会議案 20 ページ、別紙 2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 15 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで [ ] の議事参与の制限を解除いたします。次に [ ] の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案 21 ページ、整理番号 26 番について、説明を求めます。

船戸主任 議長、振興係主任。  
議 長 船戸主任。  
船戸主任 総会議案 21 ページ、別紙 3、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 26 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで [ ] の議事参与の制限を解除いたします。次に [ ] の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案 21 ページ、整理番号 28 番について、説明を求めます。

船戸主任 議長、振興係主任。  
議 長 船戸主任。  
船戸主任 総会議案 21 ページ、別紙 3、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 28 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで [ ] の議事参与の制限を解除いたします。次に [ ] の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案 22 ページ、整理番号 36 番について、説明を求めます。

船戸主任 議長、振興係主任。  
議 長 船戸主任。  
船戸主任 総会議案 22 ページ、別紙 4、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 36 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで [ ] の議事参与の制限を解除いたします。次に [ ] の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案 24 ページ、整理番号 52 番について、説明を求めます。

船戸主任 議長、振興係主任。  
議 長 船戸主任。  
船戸主任 総会議案 24 ページ、別紙 6、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 52 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで [ ]

の議事参与の制限を解除いたします。次に■■■■の議事参与を制限します。  
 それでは、総会議案同ページ、整理番号57番について、説明を求めます。

船戸主任  
 議 長  
 船戸主任  
 議 長

議長、振興係主任。  
 船戸主任。  
 総会議案24ページ、別紙6、農地所有適格法人要件調査書の整理番号57番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
 (無しの声)  
 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。次に■■■■の議事参与を制限します。  
 それでは、総会議案25ページ、整理番号62番について、説明を求めます。

船戸主任  
 議 長  
 船戸主任  
 議 長

議長、振興係主任。  
 船戸主任。  
 総会議案25ページ、別紙7、農地所有適格法人要件調査書の整理番号62番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
 (無しの声)  
 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。  
 それでは、残りの案件について説明を求めます。

船戸主任  
 議 長  
 船戸主任  
 議 長

議長、振興係主任。  
 船戸主任。  
 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。議案19ページ、別紙1の整理番号1番から9番、議案20ページ、別紙2の整理番号11番から14番、16番から20番、議案21ページ、別紙3の整理番号21番から25番、27番、29番から30番、議案22ページ、別紙4の整理番号31番から35番、37番から40番、議案23ページ、別紙5の整理番号41番から50番、議案24ページ、別紙6の整理番号51番、53番から56番、58番から60番、議案25ページ、別紙7の整理番号61番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。  
 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
 (無しの声)  
 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。  
 日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査  
 議 長  
 山田主査

議長、農業振興センター担当主査。  
 山田主査。  
 それでは、総会議案26ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は7件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が2件、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が2件でございます。  
 議案27ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なため所有する農地を無償で近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は、4月11日に中林委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。  
 議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なため所有す

る農地を有償で耕作者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。価格は、田で10aあたり [REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円です。なお、申請地は、4月11日に杉村委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号3番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は4月11日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案28ページ、整理番号4番から5番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも自身が所有する農地を農地所有適格法人へ使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は4月11日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案29ページ、整理番号6番から7番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも自身が所有する農地を農地所有適格法人へ貸借権の設定により再度貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で再度借り受け、農業経営を継続するものです。価格は、整理番号6番の案件は、田で10aあたり [REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円、整理番号7番の案件は、田・畑共に10aあたり [REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円です。なお、申請地は4月11日に西谷内委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長  
森田係長  
議長

整理番号6番と7番の金額はこれで間違いないのでしょうか。

確認して回答します。

それでは一旦休憩します。

(休憩、午後3時14分 再開、午後3時19分)

金額は間違いないとのことです。それでは会議を再開します。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

日程9、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案30ページ、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案31ページ、整理番号1番、に記載の申請人は、[REDACTED] で父と共同で農業を営んでおり、現住所の [REDACTED] から通うのは不便であり、他に宅地が無いため、経営地に隣接する申請地を転用し、新たに農家住宅を建築し、駐車場、通路、庭園、雪堆積場の造成を行うものです。申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。本申請地は、4月11日に周辺農地の利用状況等を含め、日笠委員、宇井委員、長森委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案33ページ、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案34ページ、整理番号1番ですが、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を貸し付けるもので、借主は、既存の敷地が手狭なため、申請地を借り受け、格納庫の建築、通路・資材置場・堆雪場を造成するものです。申請地は、農振農用地区域内の農用地ですが、農業用施設用地として用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。なお、申請地は、4月11日に周辺農地の利用状況等を含め、日笠委員、宇井委員、長森委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程11、議案第6号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

まず第1地区ですが、ここで、                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案37ページ、賃貸借1番について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

第1地区常任委員会より、賃貸借1番についてのみ、先にご説明いたします。

議案37ページ、賃貸借1番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、                    の議事参与の制限を解除します。

それでは、第1地区の残りの案件について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案38ページから39ページ、賃貸借2番から3番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案40ページから44ページ、所有権1番から5番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、所有権1番から4番は、5年貸付タイプ、所有権5番は、10年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)



馬場委員長

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案45ページ、賃貸借4番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案46ページから51ページ、所有権6番から11番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡して、所有権6番から9番は、5年貸付タイプ、所有権10番から11番は、10年貸付タイプの定期売り渡してでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
馬場常任委員長は自席にお戻りください。

中林委員長

次に第3地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案52ページ、賃貸借5番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案53ページから64ページ、所有権12番から23番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡して、所有権12番から21番は、5年貸付タイプ、所有権22番は、10年貸付タイプの定期売り渡し、所有権23番は、5年貸付タイプの早期売り渡しでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
中林常任委員長は自席にお戻りください。

西谷内委員長

次に第4地区ですが、ここで、                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案74ページ、所有権30番について説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。

第4地区常任委員会より、所有権30番についてのみ、先にご説明いたします。

議案74ページ、所有権30番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡して、10年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
ここで、                    の議事参与の制限を解除します。

西谷内委員長

それでは、第4地区の残りの案件について説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。

それでは残りの案件について、ご説明いたします。

議案65ページ、賃貸借6番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案66ページから67ページ、賃貸借7番から8番の貸主は、高齢で後継者

もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案68ページから73ページ、所有権24番から29番及び、議案75ページから82ページ、所有権31番から38番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡りで、所有権24番から29番は、5年貸付タイプ、所有権31番から38番は、10年貸付タイプの定期売り渡りでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区ですが、ここで、                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案98ページ、所有権48番について説明をお願いいたします。川北常任副委員長。

川北副委員長

第5地区常任委員会より、所有権48番について、先にご説明いたします。

議案98ページ、所有権48番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、単価につきましては、北村遊水地事業区域内の農地価格等についての申し合わせ事項により、地区常任委員会で査定したものでございます。補足して説明いたします。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、                    の議事参与の制限を解除します。川北常任副委員長は自席にお戻りください。次に                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案95ページ、所有権45番について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長

第5地区常任委員会より、所有権45番について、先にご説明いたします。

議案95ページ、所有権45番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡りで、5年貸付タイプの早期売り渡りでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、                    の議事参与の制限を解除します。

それでは、第5地区の残りの案件について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案83ページから85ページ、賃貸借9番から11番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございませ

次に、議案86ページから88ページ、賃貸借12番から14番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、単価設定につきましては、水田活用の直接支払交付金の対象外の田であるため、地区常任委員会で協議した結果でございませ

足して説明いたします。

次に、議案 89 ページから 94 ページ、所有権 39 番から 44 番及び、議案 96 ページから 97 ページ、所有権 46 番から 47 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、所有権 39 番から 42 番は、5 年貸付タイプ、所有権 43 番から 44 番は、10 年貸付タイプの定期売り渡し、所有権 46 番から 47 番は、10 年貸付タイプの早期売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

干場委員長

次に第 6 地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

第 6 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 99 ページ、賃貸借 15 番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため、相続を受けた農地を引き続き貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案 100 ページから 106 ページ、所有権 49 番から 55 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、所有権 49 番から 52 番は、5 年貸付タイプ、所有権 53 番は、10 年貸付タイプの定期売り渡しで、所有権 54 番から 55 番は、5 年貸付タイプの早期売り渡しでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第 7 地区ですが、ここで、                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 107 ページ、賃貸借 16 番について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

第 7 地区常任委員会より、賃貸借 16 番について、先にご説明いたします。

議案 107 ページ、賃貸借 16 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業による農地の一時貸し付けで、定期売り渡しを予定しておりましたが、以前の借主が都合により農地の買い取りが困難となったため、新たな借主が残存期間に係る借換えを行うものでございます。なお、今回の総会において、本件の売り渡しを提案する予定であることを補足して説明いたします。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、                    の議事参与の制限を解除します。次に                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 113 ページ、賃貸借 22 番について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

それでは、賃貸借 22 番について、ご説明いたします。議案 113 ページ、賃貸借 22 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受け、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
ここで、                    の議事参与の制限を解除します。

それでは、第7地区の残りの案件について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案108ページから109ページ、賃貸借17番から18番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案110ページから112ページ、賃貸借19番から21番及び、議案114ページから117ページ、賃貸借23番から26番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大等により経営の安定を図るものです。

次に、議案118ページから120ページ、所有権56番から58番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、全て5年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

次に、議案121ページ、使用貸借1番の貸主は耕作不便な農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程12、議案第7号、現況証明についてを上程いたします。今月は、岩見沢地区及び北村地区で現地調査を実施しております。総会議案122ページから126ページです。まず、岩見沢地区です。総会議案の123ページから126ページ、整理番号1番から4番、です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。岩見沢地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、北村地区です。総会議案の125ページから126ページ、整理番号5番です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。北村地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月5月の総会ですが、5月27日(金)午後2時00分から、教育研究所で開催いたします。

来月5月の現況証明願いの現地調査は、5月11日(水)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、13番尾田委員、14番西村委員、15番西谷内委員、16番戸田委員、21番長井委員、24番坂野委員、26番馬場委員、31番近田委員、32番干場委員となりますので、よろしくをお願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細

について後日事務局から連絡いたします。  
以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

